

上田地域産業展 2022 出展要項及び規約

◆リアル展示会

1) 出展資格

趣旨に賛同する上田地域・小諸市・佐久市に店舗・工場・事務所をもつ企業と、その団体及び主催者が認めた事業所。

2) 出展物・出展内容

出展できるものは、完製品・半製品・加工品で重量 400kg までの物。尚、下記のものはいずれも出品できませんのでご注意ください。

- ・著しく臭気、騒音を発する引火物、爆発物など
- ・公序良俗に反するものと、その他、主催者が運営管理上、不適切と認めたもの

出展者は基本小間変更届及び電力使用届けを所定の期日までに必ずご提出ください。事前申込以上の電力を必要とする電気器具等の持ち込みは、絶対におやめください。

上記以外のものでも、他の出展者の迷惑となる行為、展示会の正常な運営に支障をきたす恐れがあると主催者が判断した場合、出展を取りやめ、撤去していただくことがあります。

3) 出展料 ※それぞれ税込価格になります。

1 小間あたり 30,000 円（税込）となります。 ※後日請求書を発送させていただきます。

別途、電気代は、100V の場合は 1.0kW ごとに 2,000 円及びコンセント（2 口 1 個）ごとに 3,000 円、200V の場合は 1.0kW ごとに 2,000 円及びコンセント 1 個ごとに 8,000 円となります。

出展料に含まれるのは、基本小間出展料、広報宣伝費、事務局企画運営費、です。

出展料に含まれないもの

- ・出展内容に係る諸経費
- ・損害賠償等の保険料
- ・有料オプション費用
- ・通常出展料に含まれない費用とみなされるもの

4) 出展者が負担する経費

産業展の開催経費（会場費、基本施設費など）は主催者が負担いたしますが、下記のものについては、出展者の負担・準備といたします。

- ・出展者が独自で行う装飾、照明および動力線引き込みの費用
- ・陳列ケース、棚、スポットなどの費用
- ・搬入搬出などにかかる費用
- ・コロナ対策の飛沫防止のためのビニール、アクリル板、フェイスガードと小間内消毒液の設置等

5) 小間の仕様

基本小間サイズは、間口 1980 mm × 奥行 1980 mm × 高さ 2400 mm になります。社名パネル 1 枚、蛍光灯 1 灯、展示台（長机 1800 mm × 幅 450 mm × 高さ 700 mm × 2 台）が標準装備になります。

標準装備以外は、全て別途お申し込みが必要となります。

6) 小間割

小間割（上田城跡公園第一体育館）は、会場ゾーニング（導線・小間配置）は出展状況を勘案、新型コロナウイルス感染症対策（小間同士の間隔・広くとった通路など）を施したうえで主催者が決定します。出展者は決定した小間の変更、また第三者への譲渡、貸与はできません。

7) 出展物の搬入搬出

搬入期日・小間の装飾は10月20日(木)午前9時から午後7時までとします。

搬出期日は10月22日(土)午後4時から午後6時までとします。

8) 実演と販売及び各種届出

出展の効果をあげるため、実演と即売を行うことができますが、会場内で飲食が可能な飲食物の販売は新型コロナウイルス感染症対策のため、販売はできません。また、会場内に飲食が可能なスペースはありません。

防火管理等関係官庁への許可・届け出などは、出展者の責任においておこなってください。

9) 出展物の管理

運営委員会事務局は、出展者の搬入後並びに開催期間中の閉場後から開場までの間は警備を行います。搬入等の準備から撤去までの全期間を通じて、展示品の損害、滅失、盗難等に関する責任は負いません。

10) 開催の中止または延期

主催者は、天災、テロ、国・行政機関からの指示・命令、インターネットトラフィック等の不可抗力、及びその他出展者の責任に帰しえない原因により著しく開催が困難となった場合は、開催期間中であっても、開催の中止、開催期間の短縮・延期、などを行うことがあります。

開催期間中に発生した不可抗力により、開催中止、開催期間を短縮などをした場合などは、出展料金は返還いたしません。また運営委員会は既に発生した費用等については補償しません。

「上田地域産業展 2022」のリアル展示会開催については、8月下旬の新型コロナウイルス感染症の状況が下記①②の場合は、9月上旬に運営委員会を開催し、開催の可否を判断をいたします。

①長野県 緊急事態宣言発令の場合

②長野県 まん延防止等重点措置発令の場合

上記最終判断を運営委員会にて「実施」を決定後、直前で緊急事態宣言が発令される等、不測の事態が発生した場合は、運営委員長長の判断により開催又は中止を決定いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大における主催者判断による中止の際については、10月7日金曜日から10月13日木曜日の間の中止決定の際には出展料の50%、10月14日金曜日以降の中止決定の際には出展料の100%を、出展者にご負担いただきます(予定)。

11) 補償

出展者およびその代理者が他の小間、展示会事務局運営設備、または展示会場の設備および人身に損害を与えた場合は、その補償は出展者の責任となります。

12) 出展 キャンセル料

出展者の判断で出展をキャンセルされた場合は、出展料の100%をご請求致します。

13) 保険

期間中、開催者にて警備会社に夜間警備を依頼するなど防犯対策や事故防止対策などを行いますが、出展者においても不測の事態に備え、会場への展示物搬入開始からイベント開催期間中並びに撤去までの期間、必要と思われるものについて損害保険に加入してください。

14) 出展者説明会

出展者説明会を開催を予定していますが、開催日程及び開催場所など詳細が決まり次第、ご連絡致します。

◆オンライン展示会

1) 出展資格について

趣旨に賛同する上田地域・小諸市・佐久市に店舗・工場・事務所をもつ企業と、その団体及び主催者が認めた事業所。

2) 出展物・出展内容

掲出できるものは、出展者のPRに係るものとなります。

画像や文章など所定内容を、各出展者統一フォーマットに掲載することができます。

支給いただいた写真・動画・文章などに関しては、上田地域産業展オンライン内でのみ使用します。また、掲載内容に関するものは、運営委員会では責任を負いません。

音楽のコンテンツ、映像ソフトを利用した場合は、関係各所に出展者の責任において利用許諾を得るとともに、著作権の管理は出展者にて行ってください。

但し、著作権などに明らかに違反するもの、公序良俗に反するものと、その他、主催者が運営管理上、不適切と認めたものは掲載できません。

3) 出展料 ※それぞれ税込価格になります。

出展料は1者につき30,000円 ※後日請求書を発送させていただきます

但し、令和3年10月に開催の上田地域産業展オンラインに出展された方は、10,000円になります。

※なお、今回お申込みいただきました出展者におかれましては、翌年以降10,000円の出展料で継続してご出展いただけます。(リアル展示会除く)

出展料に含まれるのは、オンライン展示会システムの基本掲載料、広報宣伝費、事務局企画運営費、です。

出展料に含まれないもの

- ・画像並びに動画編集作業・文章作成作業などコンテンツ作成費
- ・出展コンテンツ掲載に必要な環境（パソコン等のハードウェア、ブラウザ等のソフトウェア、通信環境等）に係る諸経費
- ・損害賠償等の保険料
- ・有料オプション費用
- ・通常出展料に含まれない費用とみなされるもの

4) 一般の閲覧に関して

上田地域産業展オンラインのサイト閲覧には、広く閲覧してもらうことを目的のため、来場者には無料にて、またIDの登録などは行いません。

各出展者ページにリンクを貼り外部への閲覧者を誘導した場合、閲覧者の個人情報などの取扱いについては各出展者にて細心の注意を払ってください。また運営委員会は責任を負いません。

5) 掲載に際して

各出展者にID及びPWを発行し、掲載内容を各出展者にて作成編集作業を行っていただきます。

閲覧数などは、各出展者ページにタグを埋込み、常時出展者で確認可能です。

※昨年度のアンケート結果をふまえ、仕様を改善致しました。

6) 展示会開催の中止・短縮・延期について

天災、テロ、国・行政機関からの指示・命令、インターネットトラフィック等の不可抗力、及びその他出展者の責任に帰しえない原因により著しく開催が困難となった場合、開催期間中であっても、開催の中止、開催期間の短縮・延期、公式サイトのURL変更などを行うことがあります。

開催期間中に発生した不可抗力により、開催中止、開催期間を短縮などをした場合などは、出展料金は返還いたしません。また運営委員会は既に発生した費用等については補償しません。

◆共通事項

1) 契約の解除

主催者は出展申込者が次のいずれかに該当するときはの事前の催告なく本出展契約を解除することができるものとします。

- ・出展料の全部または一部を支払わない場合。
 - ・手形、小切手の不渡りを出し、銀行取引停止処分を受けた場合。
 - ・仮処分、仮差押、強制執行、競売、特別清算、破産、民事再生、会社更生、その他これに類する申立てがあった場合。
 - ・暴力団、暴力団関係団体もしくはその関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき、またはこれらの反社会的、勢力を利用していることが判明したとき
- ません。

2) 反社会勢力との関係

出展及び掲載に際し、現在次の各号のいずれにも該当しないことを表明し確約いたします。

- ・暴力団
 - ・暴力団員
 - ・暴力団準構成員
 - ・暴力団関係企業
 - ・総会屋
 - ・その他前各号に準ずるもの
 - ・次のいずれかに該当する関係にあるもの
- ①前各号に掲げる者が自社の経営を支配していると認められること
 - ②前各号に掲げる者が自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ③自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ④前各号に掲げる者に資金等または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ⑤その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

上記記載事項の確認のために調査が実施される場合は常に協力し、貴社から要請された資料等を直ちに提出することを確約いたします。

出展者は、上記のことをあらかじめ了解の上、出展申し込みをすることとし、主催者は、将来この点についての異議をいっさい受け付けません。